

令和3年 第3回 まんのう町議会臨時会

まんのう町告示第154号

令和3年第3回まんのう町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年11月22日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和3年11月30日

2. 場 所 まんのう町役場議場

令和3年第3回まんのう町議会臨時会会議録（第1号）

令和3年11月30日（火曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小 山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹 林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 田 岡 秀 俊	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 大 西 樹

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
-------------	-----------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長	松浦正吾	地域振興課長	松下信重
税務課長	小縣茂	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	鈴木正俊	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	河野正法	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	細原敬弘

○大西樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回まんのう町議会臨時会を開会いたします。

招集者であります、町長の御挨拶をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 皆さんおはようございます。本日は、公私ともに大変お忙しい中、令和3年第3回まんのう町臨時議会に御参集をいただきまして、ありがとうございます。

明日から師走、今年も残すところあと1か月となりました。

ところで、岸田首相は南アフリカなどで発見された新型コロナウイルスの変異株オミクロン株の感染拡大を受けて、最悪の事態を避けるために、緊急避難的な予防措置として、外国人の入国は、30日午前零時から全世界を対象にすると発表しました。水際対策の強化により、何としても感染拡大を阻止していただきたいと願っております。

本日上程いたしております議案は、条例の一部改正について3件でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○大西樹議長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、議会報告をいたします。

事務局長、常包英希君。

○常包議会事務局長 御報告申し上げます。

町長より、地方自治法第149条の規定に基づくまんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について、ほか2件の議案提出があり、受理いたしました。

以上で議会報告を終わります。

○大西樹議長 議会報告を終わります。

日程第1 議会運営委員会報告

○大西樹議長 日程第１、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。

議会運営委員長、大西豊君。

○大西豊議会運営委員長 議会運営委員会の御報告を申し上げます。

１１月２４日に全員協議会室におきまして、町長、副町長、総務課長、議長同席の下、議会運営委員会の委員全員が出席をいたしまして、第３回まんのう町議会臨時会の運営について慎重に審議を行いましたのでその結果を御報告いたします。

それでは、お手元に配布されております議事日程第１号について、御説明申し上げます。

日程第１ 議会運営委員会報告 議会運営委員長

日程第２ 会議録署名議員の指名

日程第３ 会期の決定 本日１日間といたします。

日程第４ 議案第１号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第５ 議案第２号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

日程第６ 議案第３号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について 即決でお願いします。

以上の日程で、意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○大西樹議長 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

日程第２ 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第２、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、議長において、１３番、三好勝利君、１４番、大西豊君を指名いたします。

日程第３ 会期の決定

○大西樹議長 日程第３、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程第4 議案第1号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第4、議案第1号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第1号、まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

この一部改正は、令和3年の人事院勧告及び令和3年の香川県人事委員会勧告の趣旨等を踏まえ、期末手当を0.15か月の引下げ改定をするものでございます。

概要といたしましては、第1表の第20条第2項関係として、令和3年12月に支給する期末手当の一般職の支給率を100分の112.5に改正を行うものであります。また、第3項関係として、再任用職員の令和3年12月に支給する期末手当の支給率を100分の62.5に改正を行うものであります。

次に、施行日が令和4年4月1日となっております第2表として、令和4年6月期末及び12月期末共に均等になるように、一般職員の支給率を100分の120に、再任用職員の支給率を100分の67.5にそれぞれ改正を行うものであります。

なお、補足資料として香川県人事委員会勧告の抜粋をタブレットに添付しておりますので、お目通しください。

御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

2番、常包恵君。

○常包恵議員 今回、まんのう町職員の一時金の削減ということですが、県内の、香川県や他市町の状況について、御説明をいただきたいと思います。

それから、一般職、正規職については0.15か月削減というお話でしたが、定年退職後の再任用職員の取扱いについて、もう一度説明をよろしくお願いします。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 質問にお答えします。

県内の給与改定の状況でございますけども、この12月期末手当引下げにつきましては、県と同様ですけども、それにつきましては2市9町が改定を行います。それと、国に準拠して、国の勧告で、国の国会の遅れと言いますか6月期末からということでございますけども、それにつきましては6市が国に準拠して6月期末で12月の引下げ分も同時に引き下げるといって行うようでございます。

それと、再任用職員につきましては、勧告に基づきまして同率で改定を行うこととしております。以上、よろしくお願いします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 6市ということで、後からするということでありますかね。先ほど再任用職員の減額の状況、何か月が何か月になるのか、12月分はいくらになるのかというような説明をお願いします。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 失礼しました。

再任用職員につきましては、令和3年12月に支給する期末手当の支給率を100分の62.5に改定を行うものでございます。それと施行日が4年の4月1日においては、再任用職員につきましては、支給率を100分の67.5にそれぞれ、6月と12月期末を均等になるように改正を行うものでございます。以上でございます。

○常包恵議員 月数を出してほしい。

○萩岡総務課長 月数につきましては0.1か月分の減額でございます。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 再任用職員は年間で2.2月ですかね。年間いくらでしたかね。2.3か2だったと思うんですが。そのうち0.1マイナスということで、60歳までの方は、4.45か月が0.15減って4.3になるというふうに理解したらいいんですかね。再任用の方、60歳までと比べて月例給も大幅に下がっている中で、今回一時金も現役の約半分ですが、下がるということで、削減率は現役の方に比べると大きいんじゃないかというふうに私は感じます。それが勧告、人勧でそうなるとということなんでしょうけれど、60歳以降の方の状況から考えると削減幅が大きいんじゃないかなあというふうに感じています。60歳過ぎても年金が支給されないために、その間のつなぎとしてフルで仕事をしていただいとるということを考えると、ちょっとどうかなあと、切り離せないのかなというのは考えであります。

それから、国の人事院勧告や県の人事委員会勧告に基づいて、国に先んじて実施をするということではありますが、これまで国は給与改定に当たりまして、国に先んじて実施することはまかりならんということをこれまで毎年申してきたというふうに承知しております。また、このように臨時議会をしなくて専決処分で処理をするということも駄目だということも言われてきました。今回政府の都合で国においては国会が開けず、基準日となる12月1日に間に合わないということでですね、各自治体においては、国の先にしても今回は実施してもよいというような通知が出たというふうにも聞いておりますが、法律の中では働く者と、使用者との団体交渉事項というのが定められております。賃金労働条件ですね。そんな一時金も含めて賃金は交渉事項の最たるものと考えます。町と職員組合、現業協議会などと十分な協議交渉が行われた結果であるのならば、上がっても下がってもやむを得ない部分もあるのかなと思うわけです。そして基本的に議会は労使交渉には介入すべきで

ないと私は考えております。

そして今後、今回とは逆に上がるような場合。上がるような事例の場合に、今回のように国が基準日までに議決できない事例が発生した場合においてですね、まんのう町において、今回のように労使で確認をできたら国に先んじて実施することもあるというふうに理解をすればよいのか、お聞きをします。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 給与の改定につきましては、当然労使交渉もありまして、それで納得していただいているということでございますけども、私どもは議員も御承知のとおり人事委員会を持たない一般的な市町村でございまして、国・県から言われておりますとおり国の人事院勧告、県の人事委員会の勧告に伴って改正を行うということになっております。

今回は国のほうが遅れて6月で12月分も併せて引き下げることになっておりますけども、香川県議会のほうがですね、この12月からということでございますので、大方の、県内で言いますと、全部の町がそれに従って引下げを行うものということでございます。よろしくお願いします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ちょっとかみ合っていないように思うわけなんですけれど、公務員の賃金は1つは生計費。法律の下言われます生計費が一番、そして国や他の自治体との均衡を失しないようにするというふうに定められておると思います。その中で今回の国の人事院勧告や県の人事委員会勧告を受けての判断だろうとは思いますが、同時にまんのう町において職員団体、労働組合と十分協議をされてきたというふうにお伺いしております。その結果がここに出てきたんだろうとお伺いしておりますので、致し方ない部分もあるのかなと私思うわけですが、だから逆に上がる事例のときもですね、もし国が国会において今年のような状況が発生した場合、国が実施せんから待てよというのではなくてですね、お互いが合意ができれば、改定していくという決意があるのかどうかというのをお伺いしたい。以上です。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 引上げの改定がもしありましたとしてもですね、先ほど申しましたように労使交渉、協議いたしまして、私どもはそのタイミングといたしまして、やっぱり県の人事委員会か国の国会、どちらかのタイミングでということで、一応今回も県の県議会の同時期に合わせるということでございますので、引上げ引下げに関係なく行ってまいりたいと思います。その時期に合わせて。以上です。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ぜひ逆の事例が仮に発生した場合もですね、よろしくお願いしたいというふうに思います。ただ、国や県との均衡を失しないというのも片方ではありますが、ぜひよろしくお願いしたいと思います。それと、今回の削減によってまんのう町としてどのぐらいの金額が、当初想定されとった予算に対して、削減額というのはどの程度になるの

か、お示しをお願いします。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 今回の引下げによりましての予算の影響額でございますけども、この12月議会で補正予算で上げさせていただきますのでそのときに御説明したらと思います。よろしいでしょうか。

○常包恵議員 概算でも構いません。

○萩岡総務課長 今日ちょっと手持ちの資料がございませんので、12月の定例議会のときに補正予算の中で御説明させていただきたいと思います。お願いいたします。

○大西樹議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

3番、小山直樹君。

○小山直樹議員 反対討論いたします。

議案のこの1号ですが、本年度の人事院勧告と県の人事委員会の勧告を受けて期末手当の引下げを行うものであります。

私、昨年の12月議会でも反対討論したと思います。コロナ禍の下で、ワクチン接種そして検査、生活が大変な世帯への、事業者への支援や補償、そういう作業、コロナで落ち込んだ消費の回復に公務労働者、町の職員はですね、物理的にも精神的にも負担は大変増えておると思います。今のこの災害の中で日々奮闘している町職員の報酬をこの機に引き下げるとは私は業務意欲に大きくそぐものだというふうにやっぱり思います。そういう意味で、政府が本来人事院に対して、引上げをすべきだというふうに思いますが、逆の方向でこういうことを行っております。国の政策の足らずを現にまんのう町が独自策で補っている状況でもあります。そういう意味で、この議案は今の情勢に逆行するものであるというふうに考えております。コロナの第6波が年明けにも予想されると専門家が言っております。収束のめど、全く見えてきません。このような時期に職員の期末手当を引き下げることはコロナ対策、経済対策、全てにやっぱり逆行するものであります。

よって私はこの議案に反対を表明し反対討論といたします。以上です。

○大西樹議長 それでは、賛成討論はございませんか。

6番、川西米希子君。

○川西米希子議員 私は議案に賛成させていただきます。

私も町職員の方々がコロナ禍でますます業務量が増える中、また、常々献身的にその責任を果たしてくださっていることには、心から感謝をしております。そうしたことを考えたとき、今回の期末手当引下げに賛成することも苦渋の選択であるという思いであります。

しかしながら、今回の引下げも人事院勧告に基づくものであります。人事院勧告では県内民間事業者の従業員の給与水準について毎年調査を行い、その結果をもって職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告を人事院勧告として行っております。今回の勧告もこの調査に基づいて行われたものであり、今の経済、社会情勢が反映されたものでありますことから、賛成させていただきます。以上です。

○大西樹議長 ほかに反対討論は。

○竹林昌秀議員 反対かどうか分かん。

○大西樹議長 いえ、反対討論はございませんか。

ちょっとお待ちください。賛成討論ですか。

○竹林昌秀議員 賛成です。

○大西樹議長 はい。

○竹林昌秀議員 賛成の意見を述べさせていただきます。

本町は人事院勧告と県の人事委員会の勧告を尊重して運用する慣例が確立しております。よって賛成するわけですが、コロナ蔓延に対する対策ゆえに下げるのでありまして、コロナの事態が収れんすればですね、元に戻すことを条件にして賛成させていただきたい。

それから地方自治でありまして、勧告を尊重する姿勢は大切ではあるものの、その町の事情によっては、勧告であって勧めですから、そのとおりしなくてもいいわけでありまして。そうしたことを我々が個別具体的に考えるべきだと、議会運営もそうすべきだと思うことを意見として申し上げて賛成させていただきます。

コロナ収れん後に回復させる条例案が出てくることをお約束願いたい。以上であります。

○大西樹議長 これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第1号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大西樹議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第5、議案第2号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての件を、議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第2号の、まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

この一部改正は、本町の一般職の給与改定及び香川県の特別職の給与改定に準じて、期末手当を0.1か月の引下げ改定を行うものでございます。

概要といたしましては、第1表の第5条第2項関係として、令和3年12月支給分を100分の155に改正を行うものであります。

次に施行日が令和4年4月1日となっております第2表として、令和4年6月期末及び12月期末共に均等になるように100分の160に改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第2号 まんのう町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○大西樹議長 日程第6、議案第3号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償

等に関する条例の一部改正についての件を、議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 ただいま上程されました、議案第3号の、まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、その提案理由を申し上げます。

この一部改正は、本町の一般職及び特別職の給与改定に準じて、期末手当を0.1か月の引下げ改定を行うものでございます。

概要といたしましては、第1表の第5条第2項関係として、令和3年12月支給分を100分の155に改正を行うものであります。

次に施行日が令和4年4月1日となっております第2表として、令和4年6月期末及び12月期末共に均等になるように100分の160に改正を行うものでございます。

御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番、小山直樹君。

○小山直樹議員 すみません、ちょっと勉強不足で恐縮ですが、議員報酬に関する町の審議会なり委員会というのあると思うんですけど、それは開かれたのかどうかお聞きいたします。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 質問にお答えします。

報酬審議会等につきましては、その報酬額自体の改定について報酬審議会を開催するのでございまして、ボーナスの率等の改定につきましては、報酬審議会の議題の対象にはなりませんので開いておりません。以上でございます。

○大西樹議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 これをもって、質疑を終了します。

お諮りします。ただいま議題となっております、議案第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第3号 まんのう町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例

の一部改正についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大西樹議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審査は、全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて、令和３年第３回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前１０時０５分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員